

# 曾於市立末吉小学校改築設計業務 プロポーザル実施要領

令和6年1月

曾 於 市

# 目 次

第 1	実施要領の定義 .....	1
第 2	一般事項 .....	2
1	業務等の名称 .....	2
2	事業実施の背景及び目的 .....	2
3	事業スケジュール .....	2
第 3	本業務の最優秀提案者特定に関する事項 .....	3
1	プロポーザル方式の種類 .....	3
2	プロポーザルの参加資格要件等 .....	3
3	公募及び最優秀提案者特定のスケジュール .....	4
4	参加手続き等 .....	4
5	参加に関する留意事項 .....	8
6	最優秀提案者の特定 .....	9
第 4	提案手続きに関する条件等 .....	11
1	実施体制に関する条件 .....	11
2	提案に関する条件 .....	13
第 5	契約の手続きに関する事項 .....	15
1	随意契約にかかる手続き .....	15
2	契約を締結しない場合 .....	15
3	契約保証金 .....	15

## 第1 実施要領の定義

曾於市立末吉小学校改築設計業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、曾於市立末吉小学校改築基本設計及び実施設計業務委託の発注にあたり、プロポーザル方式により技術的に当該業務の目的及び内容に最も適した提案書等の提出者（以下「最優秀提案者」という。）を特定するための手続き等について、曾於市プロポーザル方式実施要綱（平成20年曾於市告示第69号。以下「実施要綱」という。）のほか、必要な事項を定めるものである。

提案書等の提出者（以下「提案者」という。）は、本実施要領の内容を踏まえ、必要な書類を提出するものとする。

なお、本実施要領に併せて定める次の資料についても実施要領と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「実施要領」と定義する。

別添資料1 「末吉小学校改築基本構想」

別添資料2 「末吉小学校改築基本計画」

別添資料3 「審査基準」

別添資料4 「提案書等提出要領及び様式集」

参考資料1 「末吉小学校改築敷地現況平面図」

参考資料2 「末吉小学校周辺上水道管路図（参考図）」

参考資料3 「末吉小学校周辺下水道管路図（参考図）」

## 第2 一般事項

### 1 業務等の名称

曾於市立末吉小学校改築基本設計及び実施設計業務委託

### 2 事業実施の背景及び目的

本市の教育は、「個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり」を基本理念に、施設整備にあたっては、学びを支える安全・安心で魅力ある教育環境の整備を行うこととしている。

本事業の対象である、末吉小学校校舎は、耐力度不足及び経年劣化、必要床面積不足さらにはバリアフリー化対応などの問題・課題を抱えている。躯体や設備の経年劣化は、改修で解消される可能性はあるが、耐力度不足解消や完全なバリアフリー化の実現はハードルが高く課題も残るほか、必要床面積不足は増築を行わない限り解消することはできない。

市街地中心部に位置する末吉小学校は、位置・規模ともに末吉地域における核となる小学校であり、将来にわたって適切な状態で管理・供用されていくことが求められている。

このようなことから、末吉小学校が抱える問題・課題に抜本的に対応し、地域の核として将来にわたって活用していくため、必要な改築・整備を行い、安全・安心で魅力ある教育環境を実現することを目的とする。

### 3 事業スケジュール

事業スケジュールは、おおむね次のとおり予定している。

基本・実施設計業務（本業務）	令和6年8月～令和7年6月
造成測量設計業務	令和6年8月～令和7年3月
地質調査業務	令和6年10月～令和6年12月
造成工事	令和7年4月～令和7年9月
建設工事（付属建物等を含む）	令和7年9月～令和9年3月
移転・準備期間	令和9年4月～令和9年8月
新校舎供用開始	令和9年8月
既存校舎等解体工事	令和9年9月～令和10年1月
外構工事	令和10年3月～令和10年6月

## 第3 本業務の最優秀提案者特定に関する事項

### 1 プロポーザル方式の種類

本業務は、高度な技術及び専門的な知識を必要とし、業務の性質上、委託料の多寡で判断する競争入札にはなじまない業務であると考えられる。

本業務の最優秀提案者の特定にあたっては、選定方法の公平性等を確保しつつ、より優れた設計者を特定するため、設計対象に関する発想・解決方法などの提案を広く求める、公募型プロポーザル方式により実施する。

### 2 プロポーザルの参加資格要件等

#### (1) 参加資格要件に関する確認基準日

参加資格要件に関する確認基準日は、参加申出書の提出期限日とする。

#### (2) 協力事務所の指定

本業務のプロポーザルに参加しようとする設計事務所（以下「応募者」という。）は、本業務に係る協力事務所（意匠、構造、設備等事務所及び各種専門領域におけるコンサルタント等。以下「協力事務所」という。）を指定することができる。

ただし、意匠を専門領域とする協力事務所（以下「意匠協力事務所」という。）は他の応募者の意匠協力事務所と兼ねることはできない。

なお、本業務における協力事務所は、各専門領域において応募者と共同的役割を担うものとする。

#### (3) 参加資格要件

応募者においては次のアからク、協力事務所においては、次のイからクの資格要件を満たすものとする。

ア 最新の曾於市指名競争入札参加資格及び指名基準等に関する要綱（平成 17 年曾於市告示第 82 号。以下「指名基準等に関する要綱」という。）に規定する建設業者等有資格業者名簿において、部門の種類が「建築関係建設コンサルタント」で登録されている者であること。

※ 本要件については、本プロポーザルの参加手続きの期間が、財政課入札契約係が実施する、令和 6・7 年度入札参加資格審査申請（指名願）の定期受付の期間と重なることから、令和 6 年 2 月 1 日から参加申出書の提出期限日までに入札参加資格審査申請が受理されたものについて、本要件を満たしているものとみなす。なお、本プロポーザルへの応募者が行う令和 6・7 年度入札参加資格審査申請手続きについては、受付期間が通常の入札参加資格審査申請受付期間と異なるため、本プロポーザルに係る市ホームページの特設ページを参照すること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

- ウ 曾於市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 17 年曾於市告示第 84 号）に基づく指名停止及び指名基準等に関する要綱第 10 条の規定による資格の取消しを受けていないこと。
- エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- オ 主たる事務所等の所在地において、納期の到来している市区町村税を完納していること。
- カ 本プロポーザルの審査委員会委員及びその家族が含まれていないこと。
- キ 本プロポーザルの審査委員会委員及びその家族と資本関係又は人的関係がないこと。
- ク 他の応募者（協力事務所を除く。）と資本関係又は人的関係がないこと。

### 3 公募及び最優秀提案者特定スケジュール

公募及び最優秀提案者特定スケジュールは、おおむね次のとおりである。

令和 6 年 1 月 31 日	実施要領の公表
令和 6 年 2 月 14 日～2 月 20 日	参加申出書等に関する質疑受付
令和 6 年 2 月 28 日	参加申出書等に関する質疑応答書の公表
令和 6 年 2 月 1 日～3 月 12 日	参加申出書提出
令和 6 年 3 月 27 日	現地説明会
令和 6 年 3 月 28 日～4 月 3 日	提案書等に関する質疑受付
令和 6 年 4 月 11 日	提案書等に関する質疑応答書の公表
令和 6 年 6 月 14 日	提案書等提出
令和 6 年 7 月 5 日	一次審査
令和 6 年 7 月 22 日	二次審査、最優秀提案者の特定
令和 6 年 8 月	契約締結

### 4 参加手続き等

#### (1) 実施要領の公表（公募公告）

- ア 日 付 令和 6 年 1 月 31 日(水)
- イ 公表方法 市役所本庁掲示板及び市ホームページ  
URL : <https://www.city.soo.kagoshima.jp/>

## (2) 質疑受付

質疑の受付は、次の手順により行う。

### ① 受付方法

質疑の受付は、電子メールのみとする。電子メールの件名及び添付ファイルの名称は「【設計事務所名】末吉小設計プロポ質疑」とすること。なお、メール送信後、電話連絡により受信確認を行うこと。

(電話連絡は土日を除く午前8時30分～午後5時15分)

### ② 提出先 鹿児島県 曽於市教育委員会 教育総務課

E-mail : o-kyouiku@city. soo. lg. jp

電話 0986-76-8871 (直通)

### ③ 様式 様式 1-2 「質疑応答書」

※別添資料4「提案書等提出要領及び様式集」よりダウンロードすること。

### ④ 受付期間

<参加申出書等に関する質疑>

令和6年2月14日(水)～令和6年2月20日(火) 午後4時まで

<提案書等に関する質疑>

令和6年3月28日(木)～令和6年4月3日(水) 午後4時まで

## (3) 質疑応答書の公表

質疑応答書は、質疑者の権利、競争上の地位その他正当な理由を害するおそれのあるものを除き、「参加申出書等に関する質疑」においては、令和6年2月28日(水)、「提案書等に関する質疑」においては令和6年4月11日(木)を目途に市のホームページにおいて公表することとし、個別に回答は行わない。また、質疑を提出した設計事務所名は公表しない。

## (4) 実施要領等の変更

市は、質疑等を踏まえ、実施要領等の内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、速やかにその内容を市のホームページにて公表する。

## (5) 参加申出書類の受付

応募者は、実施要綱第9条の規定に基づき「参加申出書」及び参加資格確認申請書に関する提出書類について別添資料4「提案書等提出要領及び様式集」に示すとおり作成し、次のとおり提出すること。

① 受付期間 令和6年2月1日(木)～令和6年3月12日(火) 正午まで

② 受付時間 平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時

③ 提出書類 ア 様式第2「プロポーザル参加申出書」

イ 様式 1-3 「参加資格確認申請書」

④ 提出方法 下記提出先に持参又は郵送等により1部提出すること。

(郵送等による場合は、受取確認ができる方法に限るものとし、受付期間最終日までに必着とする。)

- ⑤ 提出先 〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 番地  
鹿児島県 曾於市教育委員会 教育総務課 学校管理係（本館 3 階）

**(6) 参加資格確認審査及び参加資格確認結果の通知**

市は、実施要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、提出された参加申出書及び参加資格確認申請書について、審査委員会に諮り、参加資格要件等を具備しているか審査、確認をした後、確認の結果を通知する。なお、参加資格確認結果は、令和 6 年 3 月中旬を目途にプロポーザル参加資格確認結果通知書により郵送にて通知する。（郵送に先立ち、公印を省略したものをメールにて送付する。）

**(7) 参加資格の取り消し**

参加資格確認審査において参加資格要件等を具備していると認められた者（以下「参加者」という。）が、最優秀提案者の特定日までに参加資格要件に定める参加資格を喪失した場合、当該参加者は失格とする。

**(8) 現地説明会**

① 申込方法

申し込みの受付は電子メールのみとする。電子メールの件名及び添付ファイルの名称は「【参加者名】末吉小現地説明会参加申込」とすること。なお、メール送信後、電話連絡により受信確認を行うこと。

（電話連絡は土日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）

② 申込先 鹿児島県 曾於市教育委員会 教育総務課

E-mail : o-kyouiku@city. soo. lg. jp

電話 0986-76-8871（直通）

③ 申込用紙 様式 1-1「現地説明会参加申込書」

※別添資料 4「提案書等提出要領及び様式集」よりダウンロードすること。

※当日の受付は参加者の名刺提出により行うので、必ず名刺を持参すること。

④ 申込期限 令和 6 年 3 月 26 日（火） 正午まで

⑤ 日程等

現地説明会の実施については、次のとおりとする。なお、実施要領等については、市ホームページからダウンロードし、必要に応じて各自持参すること。

(ア) 日 付 令和 6 年 3 月 27 日（水）

(イ) 受 付 午後 1 時 30 分から午後 2 時まで

(ウ) 説 明 会 午後 2 時から

(エ) 集合場所 曾於市立末吉小学校正門付近（国道 269 号線側）

(オ) 参加人数 1 設計事務所 2 名まで

(カ) 駐 車 場 なし（市役所本庁駐車場に駐車すること。）



⑥ その他

参加者は、令和6年3月27日から令和6年4月7日までの間、学校敷地外から自由に見学を行うことができる。ただし、次に掲げる事項を厳守すること。

- (ア) 駐車場は設けていないため、市役所本庁駐車場に駐車することとし、路上駐車や商業施設等の敷地への駐車は厳に慎むこと。
- (イ) 周辺住民へ誤解を与えないように配慮すること。
- (ウ) 必ず身分証明書を携帯すること。
- (エ) 写真等は撮影しても差し支えないが、SNS等へのアップロードは行わないこと。

(9) 提案書等の受付

参加者は、提案審査に必要な提案書等を次のとおり提出すること。

- ① 受付期間 令和6年6月10日(月)～令和6年6月14日(金)
- ② 受付時間 平日の午前9時～正午及び午後1時～午後5時  
(ただし、受付期間の最終日は正午までとする。)
- ③ 提案書等の作成方法 別添資料4「提案書等提出要領及び様式集」に示すとおり
- ④ 提出方法 下記提出先に持参又は郵送等により20部提出すること。  
(郵送等による場合は、受取確認ができる方法に限るものとし、受付期間最終日までに必着とする。)
- ⑤ 提出先 〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地  
鹿児島県 曾於市教育委員会 教育総務課 学校管理係 (本館3階)

(10) 提案書等提出辞退の申出

参加者が、提案書等の提出を辞退する場合は、実施要綱第12条の規定に基づき「プロポーザル方式参加辞退届」を次の要領により提出すること。なお、参加辞退届の受付期限を過ぎても、やむを得ない理由があると認められるときは、提案書等の提出期限までに辞退できるものとする。

- ① 受付期限 令和6年4月19日(金) 午後4時
- ② 受付時間 平日の午前9時から正午及び午後1時から午後4時
- ③ 提出書類 プロポーザル方式参加辞退届
- ④ 提出方法 下記提出先に持参又は郵送等により提出すること。  
(郵送による場合は、受取確認ができる方法に限るものとし、受付期限までに必着とする。)
- ⑤ 提出先 〒899-8692 鹿児島県曾於市末吉町二之方1980番地  
鹿児島県 曾於市教育委員会 教育総務課 学校管理係 (本館3階)

## 5 参加に関する留意事項

### (1) 参加に係る費用負担

提案書等の作成，提出及びヒアリング（プレゼンテーション）に係る一切の費用は，参加者の負担とする。

### (2) 参加報酬

市は，二次審査の対象に選定され，これに参加した提案者に対し，謝礼として1提案者につき10万円の参加報酬を支払う。ただし，最優秀提案者については，参加報酬を支払わないものとする。

### (3) 入札保証金

本業務に係る入札保証金は，曾於市契約規則（平成17年曾於市規則第43号。以下「契約規則」という。）第6条第2号により免除する。

### (4) 提案上限額

本業務に係る提案上限額（業務報酬金額の上限額）は，129,325,900円とする。この提案上限額は，地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条に基づく債務負担行為額として定めている。

※ 上記金額は，いずれも消費税及び地方消費税を含む額である。

※ 上記金額は，契約時の予定価格を示すものではない。

※ 実施要領公表後から履行期限までに消費税率に変動があった場合及び実施要領公表後から契約締結までに賃金水準等の変動があった場合，別途協議するものとする。

### (5) 使用する言語及び通貨単位及び時刻

本業務に関して使用する言語は日本語，単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの，通貨単位は日本国通貨（円），時刻は日本標準時とする。

### (6) 著作権

本業務に関する提案書等の著作権は，当該提案書等を作成した参加者に帰属する。ただし，本プロポーザルの審査結果の公表時及び市が必要と認め提案者の承諾を得たとき，市は提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

### (7) 特許権等

提案者の提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料，施工方法等を使用することにより結果生じる責任は，原則として当該提案内容の提案者が負うものとする。

### (8) 資料の公開

市は，最優秀提案者の特定後に，二次審査に参加した提案者から提出された技術提案書（特定されなかった提案者からの技術提案書を含む。）及び当該提案書の提案者名を公開する。

**(9) 提出書類の取扱い**

提出された書類については、差し替えは認めない。なお、本業務に関して提出された書類は返却しないものとする。

**(10) 複数提案等の禁止**

同一の応募者からの設計チームは、1チームに限ること。また、複数の提案を行うことはできない。

**(11) 市からの提示資料の取扱い**

市が提示する資料は、本業務以外の目的で使用することはできない。

**(12) 公正な応募提案の確保**

参加者は、提案書等の作成にあたり、他の参加者に概算工事費、提案内容又は提案意思について示してはならない。

**(13) 必要事項の通知**

本実施要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、公表又は参加者に通知する。

**6 最優秀提案者の特定**

**(1) 審査委員会の設置**

市は、プロポーザル方式により、本業務の最優秀提案者を特定するにあたり、公平性及び透明性を確保するため、曾於市立末吉小学校改築設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- ア 本業務の実施要領、審査基準等の作成審議
- イ 参加資格確認の審査
- ウ 提案書等の審査及び最優秀提案者の特定
- エ その他必要と認めるもの

**(2) 審査方法**

「審査基準」に従い、次のとおり審査を実施する。

**ア 一次審査**

審査委員会は、提案者から提出された提案書等について、おおむね次の日程で書類審査を実施する。書類審査において、5者程度を選定する。

日程 令和6年7月5日(金)

なお、一次審査の審査結果については令和6年7月上旬を目途に、すべての提案者に書面で通知するものとし、一次審査で選定された提案者については、二次審査の日程等について併せて通知する。

## イ 二次審査

審査委員会は、一次審査で選定された提案者を対象に、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを、おおむね次の日程で実施する。

日程 令和6年7月22日(月)

また、審査委員会は二次審査において、提案者に順位を付し、1位の提案者を最優秀提案者、2位の提案者を優秀提案者(次点)として特定する。

なお、二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングは曾於市民を対象に公開を予定している。

### (3) 審査委員会の委員

審査委員会の委員は次のとおりである。なお、市職員等については異動等により交代する場合がある。

(敬称略)

No.	役職	肩書等	氏名	専門分野等
1	委員長	鹿児島県立短期大学 生活科学科教授	川島 茂	建築設計 建築計画
2	委員	鹿児島工業高等専門学校 都市環境デザイン工学科准教授	高安 重一	建築設計 建築計画
3	委員	鹿児島県立短期大学 文学科准教授	石井 英里子	教育方法学 異文化教育
4	委員	鹿児島県土木部建築課 営繕室長	瀬戸 司	建築行政
5	委員	鹿児島県建築士会曾於支部長	中留 和美	建築設計
6	委員	末吉小学校校長	福田 浩一	学校代表
7	委員	末吉小学校PTA会長	丸山 雄二	PTA代表
8	委員	曾於市副市長	八木 達範	行政
9	委員	曾於市副市長	大休寺 拓夫	行政
10	委員	曾於市教育委員会教育長	中村 涼一	教育行政
11	委員	曾於市教育委員会教育委員	長野 かおり	教育行政
12	委員	曾於市教育委員会教育委員	地主園 栄美子	教育行政
13	委員	曾於市役所まちづくり推進課 建築技術者代表	園田 浩美	建築行政

## 第4 提案手続きに関する条件等

### 1 実施体制に関する条件

#### (1) 設計体制

応募者は、次に掲げる技術者による「設計チーム」を構成するものとする。なお、各技術者は本業務の実務を担う者とする。

##### (ア) 統括責任者

- ① 応募者と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。
- ② 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
- ③ 他の主任技術者と兼務でないこと。

##### (イ) 意匠担当主任技術者

- ① 応募者と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。
- ② 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
- ③ 統括責任者及び他の主任技術者と兼務でないこと。

##### (ウ) 構造担当主任技術者

- ① 建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士であること。
- ② 統括責任者及び意匠担当主任技術者と兼務でないこと。

##### (エ) 電気設備担当主任技術者

- ① 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士であること。
- ② 統括責任者及び意匠担当主任技術者と兼務でないこと。

##### (オ) 機械設備担当主任技術者

- ① 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士であること。
- ② 統括責任者及び意匠担当主任技術者と兼務でないこと。

※ 「恒常的」とは、参加資格要件に関する確認基準日において3か月以上継続的に雇用されている者をいう。

※ 意匠担当技術者（意匠担当主任技術者とは異なり、意匠設計を担当する技術者をいう。なお、意匠担当主任技術者と意匠担当技術者の兼務を妨げるものではない。）、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者等の技術者は、協力事務所の技術者とすることができる。

※ 構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は他の応募者の技術者と兼ねることができる。ただし、各主任技術者は、応募者の提案内容等の秘密を他の応募者に漏らさないこと。

## (2) 応募者及び意匠協力事務所の業務実績

応募者は、次に掲げる事務所の業務実績について、実施体制に関する書類に記載すること。なお、業務実績については、それぞれ次に掲げる事項を記載することとし、記載内容の詳細については、別添資料4「提案書等提出要領及び様式集」を参照すること。

### ア 応募者の業務実績

#### (ア) 主要な設計業務実績（2件まで）

基本設計又は実施設計のいずれかを元請け若しくは設計共同企業体の代表構成員として行ったもので、参加資格要件に関する確認基準日の前日までに業務を完了したものの業務実績

- ① 業務名及び設計対象建築物等の建設地（市区町村名まで）
- ② 発注者，設計業務の受注形態，設計業務完了年月
- ③ 施設の概要（用途，構造，面積・規模，施設の完成年月，施設の主要写真）

#### (イ) 公共性を有する施設に関する設計業務実績（1件）

国又は地方公共団体の発注に限らず、不特定多数の者の利用に供する公共性を有する施設（交流施設，商業施設等を含む。）で延べ面積1,000平方メートル以上の建築物の新築，増築又は改築の基本設計又は実施設計のいずれかを元請け若しくは設計共同企業体の代表構成員として行ったもので、参加資格要件に関する確認基準日の前日までに業務を完了したものの業務実績

- ① 業務名及び設計対象建築物等の建設地（市区町村名まで）
- ② 発注者，設計業務の受注形態，設計業務完了年月
- ③ 施設の概要（用途，構造，面積・規模，施設の完成年月，施設の主要写真）

### イ 意匠協力事務所の業務実績

#### (ア) 主要な設計業務実績（3件まで）

基本設計又は実施設計のいずれかを元請け若しくは設計共同企業体の代表構成員として行ったもので、参加資格要件に関する確認基準日の前日までに業務を完了したものの業務実績

- ① 業務名及び設計対象建築物等の建設地（市区町村名まで）
- ② 発注者，設計業務の受注形態，設計業務完了年月
- ③ 施設の概要（用途，構造，面積・規模，施設の完成年月，施設の主要写真）

## (3) 配置予定技術者の業務実績

応募者は、配置予定技術者の業務実績について、実施体制に関する書類に記載すること。なお、業務実績については次に掲げる区分に従い、当該区分に掲げる事項を記載すること。なお、記載内容の詳細については、別添資料4「提案書等提出要領及び様式集」を参照すること。

ア 統括責任者及び意匠担当主任技術者の設計業務実績（各技術者 3 件）

統括責任者及び意匠担当主任技術者の各 3 件の業務実績は、同様の立場で従事したもので、参加資格要件に関する確認基準日の前日までに業務を完了したものの業務実績※とする。ただし、国又は地方公共団体の発注に限らず、不特定多数の者の利用に供する公共性を有する施設（交流施設、商業施設等を含む。）で延べ面積 1,000 平方メートル以上の建築物の新築、増築又は改築の基本設計又は実施設計の業務実績を各 1 件以上含むこと。

※ 業務当時の所属事務所は問わない。

- ① 業務名及び設計対象建築物等の建設地（市区町村名まで）
- ② 発注者、設計業務の受注形態、設計業務完了年月
- ③ 施設の概要（用途、構造、面積・規模、施設の完成年月、施設の主要写真）

イ 構造担当主任技術者及び設備担当主任技術者（電気設備担当主任技術者又は機械設備担当技術者のどちらかで可）の業務実績（各技術者 3 件）

構造担当主任技術者及び設備担当主任技術者の各 3 件の業務実績は、同様の立場で従事したもので、参加資格要件に関する確認基準日の前日までに業務を完了したものの業務実績※とする。

※ 業務当時の所属事務所は問わない。

- ① 業務名及び設計対象建築物等の建設地（市区町村名まで）
- ② 発注者、設計業務の受注形態、設計業務完了年月
- ③ 施設の概要（用途、構造、面積・規模、施設の完成年月、施設の主要写真）

## 2 提案に関する条件

### (1) 基本条件

本プロポーザルの提案に関する条件は、別添資料 1「末吉小学校改築基本構想」及び別添資料 2「末吉小学校改築基本計画」に示すとおりである。参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書等を作成するものとする。

### (2) 概算工事費

本事業に関する概算工事費は、別添資料 2「末吉小学校改築基本計画」に示しており、令和 2 年度から、末吉小学校の建設予定年度である令和 7 年度までの物価上昇率を約 23%として試算している。つまり、年間約 4.6%の物価上昇率を見込んでいるので、物価上昇を見込んだ概算工事費を考慮して提案を行うこと。

**(3) 提案に係る留意事項**

- ア 提案内容の審査結果についての異議申立ては認めない。
- イ 本プロポーザルは、施設整備に対する発想や解決方法等優れたアイデア、ノウハウを有する「設計者」を選定するものであり、「設計」を選定するものではない。
- ウ 契約締結後に本業務を遂行するにあたり、設計は立地条件、設計条件等に応じ提案されたアイデアを活かしつつ、市と協議しながら進めることとなるため、必ずしも提案された内容のもの全てが採用されるとは限らない。

**(4) 失格要件**

次に掲げる要件に該当する者は、失格とする。

- ア 提案書等の受付期限を過ぎたもの。
- イ 審査結果に影響を与えるような行為（委員に対する依頼等）を行ったことが明らかなる場合。



## 第5 契約の手続きに関する事項

### 1 随意契約にかかる手続き

市は、審査委員会の審査結果を指名委員会に諮り、最優秀提案者として特定された提案者が本業務の随意契約の相手方にふさわしいかどうかを審議に付す。これにより、随意契約の相手方として決定された場合、最優秀提案者として特定された提案者と随意契約の手続きを開始する。

### 2 契約を締結しない場合

随意契約の相手方として決定された提案者が、随意契約の手続き途中であっても、実施要綱第4条第1項各号に規定する参加資格要件を満たさなくなった場合、市は、契約を締結しない。

なお、市は、随意契約の相手方として決定された提案者と契約を締結しない場合、審査委員会の二次審査で優秀提案者（次点）として特定された者と「1 随意契約に係る手続き」以降の手続きを行うことができる。

### 3 契約保証金

本業務に係る契約保証金は、契約規則第34条第9号により免除する。